

第 四 編

啓 発 ・ 管 理 執 行

1 明るい選挙推進運動

(1) 啓発事業要領

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

1 趣 旨

今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が、明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

(1) 県及び市町村が共同して行うもの

- ア ポスターによる啓発
- イ 「選挙のしおり」による啓発
- ウ 懸垂幕・横断幕等による啓発
- エ 店舗、商店街等での啓発
- オ コンビニエンスストアでの啓発
- カ 明るい選挙啓発ポスターの展示による啓発
- キ 立候補者に対する申し入れ
- ク その他

(2) 県が行うもの

- ア 電光掲示板による啓発
- イ マスメディアを活用した啓発
- ウ 便宜供与の依頼
- エ 委員長談話による啓発
- オ その他

(3) 市町村が行うもの

- ア 広報車による啓発
- イ 広報紙等の利用による啓発
- ウ 街頭啓発
- エ その他

5 統一標語

「自分へと、必ずつながるその1票。」

(2) 街頭啓発実施要領

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る街頭啓発実施要領

平成24年12月3日
鳥取県選挙管理委員会

1 趣 旨

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発実施要領に基づき、明るい選挙と投票総参加を広く県民に推進するため、街頭啓発を行う。

2 主 催

鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会
倉吉市選挙管理委員会、倉吉市明るい選挙推進協議会

3 実施日時

平成24年12月9日(日) 午後1時から2時まで

- ・投票日の一週間前
- ・雨天実施(警報発令時中止)

4 場 所

倉吉未来中心アトリウム内(倉吉市駄経寺町212-5)

- ・正面玄関付近3名(県1名、市2名)+めいすいくん着ぐるみ及び介添(県2名)
- ・梨記念館出入口付近3名(県2名、市1名)+くらすけくん着ぐるみ及び介添(市2名)

5 参加者 10名程度

	鳥取県	倉吉市
選挙管理委員会	吉田委員	(5名程度)
明るい選挙推進協議会	奥田会長	
事務局	谷口事務局長(責任者、配布) 前田主任(介添、配布、カメラ、物品輸送) 川福主事(めいすいくん着ぐるみ)	

6 日 程

項目	時間	担当	場所	備考
実施場所への挨拶	12:20	谷口事務局長	運営事務室	
集合	12:40	全員	控え室	
準備	~	"	"	
開始挨拶	13:00	鳥取県選管委員	アトリウム内	
街頭啓発	~	全員	"	
終了挨拶	14:00	倉吉市選管委員	"	
後片付け	~	全員	控え室	
解散	14:20	"	"	
実施場所への挨拶	14:30	谷口事務局長	運営事務室	

7 啓発物資等

(1) 鳥取県

- ①配布物:ポケットティッシュ(400個)、選挙のしおり(100枚)
- ②服装等:法被(4着)、手提げ袋(啓発物資配布用:4袋)
- ③その他:めいすいくん着ぐるみ(1体)

(2) 倉吉市:(倉吉市対応。くらすけくん着ぐるみ(1体)を含む。)

(3) 啓発事業計画

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業計画

鳥取県選挙管理委員会

鳥取県明るい選挙推進協議会

NO	事業名	事業の内容	備考
----	-----	-------	----

NO	事業名	事業の内容	備考
1	ポスターによる啓発	明るい選挙推進や投票日周知を図るため、ポスターを作成し、官公署等に掲示依頼をするとともに、ポスター掲示場等に掲示。	H24 明るい選挙啓発ポスター入選作品を活用
2	「選挙のしおり」による啓発	「選挙のしおり」を県内全世帯に配布し、投票日を周知するとともに、「選挙の大切さ」「投票の意義」を呼びかける啓発を実施。	
3	懸垂幕・横断幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村庁舎、総合事務所等に掲出。 また自動車張幕を物資輸送車に掲示。	
4	電光掲示板による啓発	県庁電光掲示板により、投票日の周知及び明るい選挙の推進を図る。	
5	店舗、商店街等での啓発	県内の大型店、商店街及び事業所や市町村と協力して投票日の周知及び明るい選挙の推進を図る。	
6	コンビニエンスストアでの啓発	コンビニエンスストアのレジ画面公告により投票日を周知するとともに、特に若者に対する啓発を強化。	
7	明るい選挙啓発ポスターの展示による啓発	平成24年度明るい選挙啓発ポスター入選作品の展示により、明るい選挙の推進を図る。 併せて会場において、投票日の周知を図る。	
8	マスメディアを活用した啓発	マスメディアに取り上げられる機会を増やすため、選挙行事を積極的に情報提供。	
9	立候補者に対する申し入れ	立候補者に対して、選挙ルール遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスター掲示を依頼。	
10	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会及び鳥取県商工会連合会を通じて、投票当日に勤務する有権者に対して、投票のための遅刻・早退等に便宜を与えるよう協力を依頼。	
11	委員長談話による啓発	県選挙管理委員会委員長の談話を発表。	公示日、選挙期日

(4) 委員長談話

公示日

本日、第46回衆議院議員総選挙の期日の公示及び第22回最高裁判所裁判官国民審査の告示が行われ、来る12月16日に投開票が行われることとなりました。

今回の選挙は、内外ともに重要な課題が山積している現在の状況にあって、我が国の将来を考える上で、極めて大きな意義を持つものです。

有権者の皆様には、今回の選挙の意義を十分に理解され、政党や候補者の政策や政見をよく検討されるとともに、自分の投じる一票が国政を動かし、私たち自身、さらには次の世代へとつながるこの国のこれからのあり方に大きな影響を及ぼすということを、改めてご認識いただき、投票していただきたいと思っております。

また、近年、投票率が低い傾向にあることは、民主政治にとって極めて憂慮すべきことでもあります。有権者の皆様が主権者として、棄権することなく投票に参加し、責任ある一票を投じられることを切に希望いたします。

最後に、政党、候補者及び選挙運動関係者は、政策や政見を有権者に十分に説明されるとともに、選挙のルールを厳守し、違反のない明るくきれいな選挙運動を展開されるよう強く要望します。

平成24年12月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相見 慎

投票日

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査は、いよいよ投票日を迎えることになりました。

このたびの選挙は、国の内外に重要な課題が山積する中で、これからの国政を託す、私たちの代表を選ぶ大切な選挙であります。

有権者の皆様には、政党の政策や候補者の政見を十分にご検討の上、皆様の一票が今後の我が国の進路を決定するものであることを今一度ご認識いただき、自らの自由な判断に立った責任ある一票を投じていただきたいと思います。

選挙は民意を政治に反映させる大切な機会であり、有権者の皆様が、棄権することなく全員が投票されるよう切望いたします。

最後に、各市町村選挙管理委員会におかれましては、投票・開票等の管理執行に万全を期していただき、このたびの選挙が公正かつ円滑に執行されるようお願いいたします。

平成24年12月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相見 慎

2 管理執行通知等

(1) 便宜供与について(通知)

第201200130914号
平成24年11月16日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

平成24年12月16日執行予定の第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査における便宜供与について(通知)

このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたので、お知らせします。
(別添写し)

第201200130914号
平成24年11月16日

各 市 町 村 長
各市町村教育委員会教育長
鳥取県各部(局)長
鳥取県企業局長
鳥取県病院局長
鳥取県教育委員会教育長
鳥取県警察本部長
中国財務局鳥取財務事務所長
近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長
中国地方整備局鳥取河川国道事務所長
中国地方整備局倉吉河川国道事務所長
西日本旅客鉄道株式会社米子支社長
智頭急行株式会社代表取締役社長
若桜鉄道株式会社代表取締役社長
西日本電信電話株式会社鳥取支店長
中国電力株式会社鳥取支社長
日本郵便株式会社鳥取中央郵便局長

様

鳥取県選挙管理委員会委員長

平成24年12月16日執行予定の第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査における便宜供与について(依頼)

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、衆議院が解散されたことに伴い、第46回衆議院議員総選挙(以下「総選挙」という。)及び第22回最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)が、次のとおり執行される予定です。

選挙期日(審査期日) 平成24年12月16日(日)

選挙期日の公示日(審査期日の告示日) 平成24年12月4日(火)

については、この選挙の執行に当たりまして、下記事項について、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)及び候補者等から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別のご協力とご配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者等(以下「指定管理者等」という。)を含む。)に対しても、この旨ご指導をいただきますよう併せてお願いします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等のご配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来すことがないようにお願いします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、総選挙の候補者の人物などを有権者に周知させるため、法第144条の2の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされていますが、その設置場所の確保については、従来から苦慮しているところであります。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5（ポスター掲示場の設置についての協力）の趣旨をご理解いただき、設置場所の提供について、格別のご配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会等

総選挙の候補者、候補者届出政党又は名簿届出政党は、それぞれの政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会、政党演説会又は政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）を開催することができますこととされています。

ついては、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会等の開催申出があった場合は、この個人演説会等が開催できるようご配慮をお願いします。

なお、公営施設を使用して個人演説会等が開催できる期間は、選挙期日の公示日の翌々日から選挙期日の前日までとなります。

また、開催申出は、公示日の日からできることとなっており、開催しようとする日の2日前までに申し込むこととなっております。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会等は上記3の公営施設以外の施設を使用して開催することもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）あるいは病院若しくは診療所等の施設など特定の建物・施設を使用することはできないこととされていますので、ご注意ください。

また、これらの建物等のほか、汽車、電車、バス、船舶、停車場等では、選挙運動のための演説及び連呼行為も禁止されていますので、これについてもご留意願います。

(2) 各種報告等について（通知）

第201200133887号
平成24年11月22日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について（通知）

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査における各種の報告等については、下記によることとしますので、報告等に当たっては遺漏のないようにお願いします。

記

- 1 対象となる報告等は、別に通知するところによるほか、別紙一覧表のとおりであること。
- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等により、その方法が異なるので注意すること。

別紙一覧表

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備 考
ポスター掲示場減数協議	別途通知 (11月19日)	文書			別途通知するところによること。
ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面	別途通知 (11月29日)	文書 送付			別途通知するところによること。
個人演説会等施設指定	11月21日	電子メール			別途報告済み
選挙人名簿登録者数	12月3日	ファクシミリ 電子メール	-	様式第1号	12時00分まで ファクシミリ0857-26-8129 電子メール senkan@pref.tottori.jp

在外選挙人名簿登録者数(速報)	12月3日	ファクシミリ 電子メール	-	様式第1号の2	報告後の異動は、15時00分までに電話で一報した後、ファクシミリで行うこと(電子メール不可)。
(期日前)投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出	12月4日	電子メール	1部	様式第2号	恒常承認・届出済のものも含め繰上げ・繰り下げを行うもの全てについて届出すること。(期日前投票所は2ヶ所以上設ける場合のみ)
選挙当日有権者数及び選挙当日在外有権者数(速報)	12月15日	ファクシミリ 電子メール	-	様式第3号 様式第3号の2	12時00分まで
速報投票区投票速報	12月16日	電話	それぞれ別途通知するところによること。		
投開票速報	12月16日	ファクシミリ			
開票録	12月17日	持参			
期日前投票の中間状況	別途通知 (12月9日、14日、15日)	ファクシミリ			
諸事項調査	別途通知 (12月27日)	電子メール			
確定報告書	別途通知 (1月27日)	電子メール			

(3) 公営の単価一覧表

第46回衆議院小選挙区選出議員選挙における公営の単価一覧表

種類		限度額	備考
自動車	一般運送契約業者	1日 64,500円 (期間中 64,500円×12日=774,000円)	・1日1台に限る。 ・一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(自動車、燃料及び運転手込みの契約)による場合
	自動車借入れ	1日 15,300円 (期間中 15,300円×12日=183,600円)	・1日1台に限る。 ・上記一般運送契約以外の自動車借入れ契約の場合
	燃料	期間中 88,200円 (@7,350円×12日=88,200円)	・選挙運動用自動車(1日1台)に給油するものに限る。
	運転手	1日 12,500円 (期間中 12,500円×12日=150,000円)	・1日1人に限る。 ・選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に限る。

※選挙運動に使用できる自動車は候補者1人につき1台に限られます。

種類		限度額	備考
ポスター	第1区	単価(1枚あたりの限度額) 409円 総額 (@409円×(1,423箇所×2)) = <u>限度額</u> <u>1,164,014円</u>	① 単価 <u>557,115円+26円73銭×(1,423-500)</u> 1,423 =408円85銭 =409円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数: 2,846枚 @ポスター掲示場数×2 ※選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したときはこれらの合計枚数が限度枚数

			内である必要があります。
	第2区	単価(1枚あたりの限度額) 496円 総額 (@496円×(1,159箇所×2)) = <u>限度額</u> <u>1,149,728円</u>	① 単価 $557,115円 + 26円73銭 \times (1,159 - 500)$ $1,159$ =495円88銭 =496円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数: 2,318枚 @ポスター掲示場数×2 ※選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したときはこれらの合計枚数が限度枚数内である必要があります。
種類	限度額	備考	
ビラ	50,000枚以下	単価(1枚あたり限度額): 7.30円	
	50,000枚を超える場合	単価(1枚あたり限度額) = $\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{作成枚数}}$ ※限度枚数(70,000枚)作成する場合 単価(1枚あたり限度額): 6.61円 @総額: 6.61円×70,000枚=462,700円	①限度枚数: 70,000枚 ②種類: 2種類以内 ※単価(70,000枚作成する場合) $\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (70,000\text{枚} - 50,000\text{枚})}{70,000\text{枚}}$ =6円60.9銭 =6円61銭(1銭未満の端数は1銭とする。)
通常葉書	単価(1枚あたり限度額): 7.50円 @総額: 7.50円×35,000枚=262,500円	限度枚数: 35,000枚	
選挙事務所用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額): 53,388円 @総額: 53,388円×3枚=160,164円	限度枚数: 3枚	
自動車取付用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額): 50,548円 @総額: 50,548円×4枚=202,192円	限度枚数: 4枚	
個人演説会場用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額): 38,621円 @総額: 38,621円×5枚=193,105円	限度枚数: 5枚	

(注1) 供託物を没収された場合は、公営の対象となりません。

(注2) 金額は税込の額です。

(注3) 備考欄に示す限度は公営の対象となる数であり、使用できる数と一致しないものもあります。

種類	限度額	備考
政見放送	録音等公営 限度額 録音の場合 1種類につき： 226,000円 録画の場合 1種類につき： 2,873,000円	鳥取県における政見放送実施局は、 ○テレビ 日本放送協会 (NHK) (株)山陰放送 (BSS) 日本海テレビジョン放送 (株) (NK T)
	複製公営 限度額 録音の場合 複製1本につき： 2,000円 録画の場合 複製1本につき： 34,000円	○ラジオ 日本放送協会 (NHK) であり、したがって、 ・録画の種類は、3種類 (この場合、複製は3本)、2種類 (この場合、複製は4本) 又は1種類 (この場合、複製は5本) が限度となり、録画の種類毎に公営限度額が適用されます。 ・録音の種類は、1種類 (複製は1本) が限度となります。

(注) 公営の対象となるのは放送された録音又は録画です。(ただし、放送されなかったもののうち、第1区、第2区ともに無投票となったこと又は天災その他特別の事情により放送が不能となったことにより放送されなかったものは、公営の対象となります。)

(4) 選挙人名簿の整理について(通知)

第201200131897号
平成24年11月20日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第46回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の整理について(通知)

第46回衆議院議員総選挙における選挙時登録の際の選挙人名簿の整理は、別紙のとおりとなりますのでお知らせします。

公示日：平成24年12月 4日
選挙期日：平成24年12月16日

第46回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の整理

1 選挙人名簿登録基準日	
(1) 登録基準日	平成24年12月3日(月) (ただし、年齢については、12月16日(日)とする。)
(2) 登録日	平成24年12月3日(月) (登録基準日と同日であること。)
(3) 縦覧期間	平成24年12月4日(火) (公示日のみの1日間であること。)
(4) 縦覧場所の告示期限	平成24年12月1日(土)までに告示すること。

2 選挙時登録																						
(1) 年齢要件	平成 4 年 1 2 月 1 7 日以前に出生した者で、																					
(2) 住所要件	↓ 平成 2 4 年 9 月 3 日以前に転入届をした者を、																					
(3) 登録	↓ 平成 2 4 年 1 2 月 3 日 (月) に登録する。																					
3 随時抹消																						
(1) 登録基準日 まで	平成 2 4 年 1 2 月 3 日 (月) までに、 平成 2 4 年 8 月 2 日以前に転出した者を抹消すること。																					
(2) 選挙期日 まで	平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日 (日) までに、 平成 2 4 年 8 月 1 5 日以前に転出した者を抹消すること。																					
4 平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日 (日) の選挙人名簿の状態																						
<p>平成 4 年 1 2 月 1 7 日以前に出生した者で、</p> <p>〔平成 2 4 年 9 月 3 日以前に転入届をした者は、登録されており、 平成 2 4 年 9 月 4 日以後に転入届をした者は、登録されていない。〕</p> <p>〔平成 2 4 年 8 月 1 5 日以前に転出した者は、抹消されており、 平成 2 4 年 8 月 1 6 日以後に転出した者は、その旨表示されている。〕</p>																						
5 二重登録																						
<p>次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性がある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡をとり、新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できないことを関係者に周知させておくこと。</p> <p style="text-align: center;">※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>異 動 月 日</th> <th>8 / 1 5</th> <th>8 / 1 6</th> <th>8 / 1 7</th> <th>9 / 2</th> <th>9 / 3</th> <th>9 / 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転入届 (新住所地)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>転 出 (旧住所地)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">← 二重登録の可能性のある期間 →</p> <p>【注意】 期日前投票制度の導入に伴い、8月5日以後、8月15日以前に転出した者についても、二重登録の可能性があるので、特に留意すること。</p>		異 動 月 日	8 / 1 5	8 / 1 6	8 / 1 7	9 / 2	9 / 3	9 / 4	転入届 (新住所地)	○	○	○	○	○	×	転 出 (旧住所地)	×	○	○	○	○	○
異 動 月 日	8 / 1 5	8 / 1 6	8 / 1 7	9 / 2	9 / 3	9 / 4																
転入届 (新住所地)	○	○	○	○	○	×																
転 出 (旧住所地)	×	○	○	○	○	○																

(5) 選挙の管理執行について(通知)

第 2 0 1 2 0 0 1 3 1 5 9 7 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 0 日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第 4 6 回衆議院議員総選挙及び第 2 2 回最高裁判所裁判官国民審査における管理執行について (通知)

第 4 6 回衆議院議員総選挙 (以下「衆議院選挙」という。) 及び第 2 2 回最高裁判所裁判官国民審査 (以下「国民審査」という。) の管理執行にあたっては、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いいたします。

記

第 1 一般的事項

- 今回の衆議院選挙及び国民審査の執行にあたっては、公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。)、公職選挙法施行令 (昭和 2 5 年政令第 8 9 号。以下「令」という。)、公職選挙法施行規則 (昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号。以下「公則」という。)、在外選挙執行規則 (平成 1 1 年自治省令第 2 号。以下「在則」という。)、

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号。以下「審査法」という。）、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号。以下「審令」という。）及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和23年総理庁令第29号。以下「審則」という。）並びに公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）及び鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）等に留意し、選挙の管理執行をすること。

- 2 投票所及び開票所等の名称の使用に当たっては、次によること。
 - 「衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第〇区」
 - 「衆議院比例代表選出議員選挙」
 - 「最高裁判所裁判官国民審査」
- 3 市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）の書記その他選挙事務に従事する職員の指揮監督を厳正にし、これらの者に対し適宜、説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理を習熟させ、いやしくも法令に違反したり、部外者に疑惑を抱かせることのないよう最善の努力を払われたいこと。
- 4 選挙事務の執行に際し、異常事態が発生したときは、事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 5 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤又は非常勤にかかわらず身分上の地位と職務権限とを明らかにできるように措置しておくこと。

第2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の整備

- (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満19年に達した者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないよう十分留意すること。また、帰化した者についても、選挙人名簿への被登録資格に係る平成24年10月2日付第201200105909号当委員会事務局長通知及び平成24年9月28日付総行選第39号・総行管第126号総務省自治行政局選挙部選挙課長・管理課長通知に留意し、脱漏、誤載等が生じないよう十分留意すること。
- (2) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4ヶ月が経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4ヶ月が経過した者については、漏れなく抹消すること。
- (3) 在外選挙人名簿の登録は、随時、市町村委員会において登録を行っているところであるが、在外選挙人に選挙権行使の機会を与えるため、市町村委員会を適宜開き、在外選挙人名簿への速やかな登録に努めるようにすること。

なお、公示日から選挙期日までの間は、在外選挙人名簿に新たな登録は行わないこと。

2 選挙時登録等

- (1) 選挙時登録の基準日等は、次のとおりであること。
 - ・登録基準日：12月3日（月）（公示日の前日）
 - （ただし、年齢については、選挙期日現在：12月16日）
 - ・登録日：12月3日（月）（公示日の前日）この場合において、公示日から選挙期日までの間に満20年に達する者については、登録日に登録することとなるが、その者に係る住所要件は登録基準日を基準とするものであるから、登録基準日において当該市町村に3ヶ月以上住所を有していることを要すること。
したがって、これにより登録された者は、満20年に達しない日においても不在者投票ができるものであること。
- (2) 縦覧期間は、次のとおりとする予定であること。
 - ・選挙人名簿：12月4日（火）（公示日の1日間）
 - ・在外選挙人名簿：12月4日（火）（公示日の1日間）
- (3) 市町村委員会は、法第23条第2項及び第30条の7第2項の規定により、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧場所を縦覧開始の日（公示日）前3日（12月1日）までに告示すること。
- (4) 学生等で住所の認定について疑義が生じた場合は、必ず実情を調査の上、居住の実態に合った登録を行うこと。

3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしない（選挙の期日後に延期する）ことができる期間は、令第17条の規定により、衆議院の解散の日（11月16日）から選挙期日（12月16日）までであること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

5 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告については、別途通知するところにより報告すること。

第3 投票

1 投票方法

衆議院選挙は、「小選挙区比例代表並立制」であり、小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の投票用紙には「候補者名」を、比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票用紙には「政党等の名称又は略称」を記載することとなるので、有権者がこれを誤ったり、混同したりすることがないように周知するとともに、投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

また、国民審査の投票は、従来どおり「罷免を可とする者に×印」を記載する方法によるものであること。

2 投票用紙等

(1) 無効投票の減少及び開票事務の迅速化を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色は、それぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、県委員会の印（刷込み式）とする。

ただし、郵便による在外投票に用いられる投票用紙は、総務省において作成するため、これに押されている印は、小選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては中央選挙管理会の印であること。

また、点字投票用紙については、投票用紙の種類を識別できるよう選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとする。

区 分	用紙の色	文字の色
小選挙区選挙	オレンジ色	黒色
” (在外投票用投票用紙)	”	”
比例代表選挙	あさぎ色	赤色
” (在外投票用投票用紙)	”	”
最高裁判所裁判官国民審査	白色	黒色

(2) 仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による投票用封筒に押すべき印は、県委員会の印とし、郵便による投票用封筒を除き刷込み式とすること。

(3) 在外投票に用いられる投票用封筒は、総務省において作成するため、これに押されている印は、小選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては中央選挙管理会の印であること。

(4) 衆議院選挙の投票用紙は第1回物資輸送（11月30日）で、国民審査の投票用紙は第2回物資輸送（12月6日）でそれぞれ送付するので、その管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることがないように、保管者及び保管場所の選定、交付簿の整備等について、十分留意すること。

(5) 郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒等は、11月20日に各市町村委員会宛て発送予定であること。

3 投票所の設備等

(1) 投票所は選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の部屋には設けないようにすること。

また、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子使用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮を行うこと。

なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

(2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正に配置すること。

(3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙について選挙人がそれぞれの選挙ごとに別々に記載及び投票ができるよう配慮すること。また、国民審査については、比例代表選挙の投票用紙の交付に引き続いて投票用紙を交付し（交付漏れ、二重交付等を防止するため、交付する者は投票用紙の種類ごとに分けることが望ましい。）、比例代表選挙の投票記載と国民審査の投票記載を同一の記載所で同時に行うことができるように設備する等、選挙人が必ず記載所に立ち寄ることができるように配慮すること。

特に、投票所内の投票を記載する場所の近くの適当な場所に「オレンジ色の投票用紙は、小選挙区選挙です。候補者個人の氏名を記載してください。」「あさぎ色の投票用紙は、比例代表選挙です。政党等の名称又は略称を記載してください。」「白色の投票用紙は、国民審査です。やめさせたほうがよいと思う裁判官の欄に×印を付けてください。」といった表示を行うこと。

(4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。

(5) 投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、小選挙区選挙にあつては候補者の氏名及び候補者届出政党の名称、比例代表選挙にあつては名簿届出政党等の名称及び略称、国民審査にあつては裁判官の氏名等を掲示しなければならないが、その掲示に当たっては、その内容に誤りがないよう十分留意するとともに、その破損、汚損等が生じたときは速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。

また、小選挙区選挙の候補者氏名表を運規第67条の規定により作成する際は用紙の色をオレンジ色とすること。

なお、比例代表選挙の政党等名称等掲示及び国民審査の裁判官氏名掲示は、第2回物資輸送（12月6日）で配布する予定である（印刷作業の状況によっては、別途送付することとなる。以下同じ。）。

(6) 国民審査の投票については、投票が強制的にならないよう投票管理者を指導すること。これらの注意事項（最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意について）を作成し、第2回物資輸送（12月6日）に送付するので、投票所内の選挙人の目につきやすい場所に掲示しておくこと。

(7) 投票箱は、開票事務の迅速化も勘案し、可能な限り、各投票を区別して設置することとし、それぞれ投票箱の表面に当該衆議院選挙の選挙名又は国民審査の表示をし、その裏面にはこれら以外の投票の表示をすること。

なお、投票箱を2つの区分とする場合には、一の投票箱には小選挙区、他の投票箱には比例代表及び国民審査の表示を行い、裏面にはそれぞれ表面に表示したもの以外の表示を行うこと。

4 選挙人名簿の対照

選挙人名簿の対照に際しては、選挙人から内容が容易に見えることのないよう配慮すること。

5 投票の順序等

(1) 投票の順序は、最初に「小選挙区選挙」、次に「比例代表選挙と国民審査」の順序で行うこと。

(2) 投票用紙の交付にあたっては、他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な過誤がないよう必ず複数の者が確認を行うとともに、有権者一人一人に「このオレンジ色の投票用紙は小選挙区選挙です。候補者個人の氏名を記載してください。」「このみどりがかかった薄い藍色の投票用紙は比例代表選挙です。政党等の名称か略称を記載してください。」あるいは「この白い投票用紙は国民審査です。やめさせたほうがよいと思う裁判官に×印を付けてください。」というように適切な指示を与えること。

また、点字投票を行う選挙人が投票用紙を取り間違えないように、上の指示に加え、「シューギン ヒレイ ダイヒョー（シューギン ショーセンキョク、サイコーサイ コクミン シンサ）と表示してありますのでご確認ください。」と説明すること。

6 投票管理者及び投票立会人の選任

(1) 小選挙区選挙の投票管理者（職務代理者を含む。）及び投票立会人は、同時にそれぞれ比例代表選挙の投票管理者及び投票立会人となることができ、小選挙区選挙の投票管理者（職務代理者を含む。）及び投票立会人は、審法第12条の規定によりそれぞれ国民審査の投票管理者及び投票立会人となること。

また、投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙と比例代表選挙で同一人を選任する場合であっても、それぞれ別個に選任手続きを行わなければならないが、国民審査については、改めて選任手続きを行わなくてもよいこと。

なお、投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下を選任するものであること。

(2) 選任に当たっては、従来の慣例等に固執することなく女性や青年も適宜選任する等、選挙人が選挙を身近なものとして感じることができるよう配慮すること。

なお、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。

7 投票所の開閉時刻の届出

(1) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうものである。単に選挙人の投票に支障をきたさないといった消極的な動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るために必要があるという積極的な動機から行うこと。

(2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合は、別に通知したところにより県委員会に届け出るとともに、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。

また、その投票区における選挙人への周知も徹底すること。

8 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いは、別に配布する「投票事務取扱要領」により実施すること。

9 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行い、特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことが絶対にならないよう十分留意すること。

また、代理投票制度の周知及び理解を図り、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、重度の障害のある選挙人への対応には十分配慮すること。

10 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

また、今回の選挙においても、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に作製するとともに、投票用紙の種類を識別するための点字シールを貼ることとしている。

したがって、点字投票用紙の交付に際しては、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いがないよう特段の注意を払うこと。

なお、点字シールの貼付位置等については、別に配布する「投票事務取扱要領」によること。

11 期日前投票

(1) 期日前投票制度の周知

期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕

組、方法等について広報紙、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

(2) 期日前投票を行うことができる者

ア 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、選挙期日の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。

したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。

イ 選挙人は、選挙期日の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。

(3) 期日前投票所の設置

ア 期日前投票所は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定することができること。

この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示、その他の方法によって選挙人に周知すること。

イ 期日前投票所の設備は、公示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については、選規第23条の3で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

ウ 期日前投票所における氏名等掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、比例代表選挙にあつては名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、小選挙区選挙にあつては公職の候補者の氏名及び候補者届出政党名の掲示を、国民審査にあつては裁判官の氏名及び最高裁判所裁判官への任命年月日を掲示しなければならないので、遺漏、誤りのないよう留意すること。特に、名簿届出政党等の掲載の順序の誤りがないように注意すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあつては県委員会が、小選挙区選挙にあつては開票区ごと（数開票区を設けた場合にあつては市町村委員会が指定する一の開票区）に市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

なお、国民審査においては、審査期日の7日前（12月9日）午前8時30分までに掲示を済ませること。

(4) 期日前投票の期間

期日前投票の期間は、選挙の種類により、次のとおり異なること。

ア 衆議院選挙：公示の日の翌日（12月5日）から選挙期日の前日（12月15日）まで

イ 国民審査：期日の7日前（12月9日）から選挙期日の前日（12月15日）まで

(5) 期日前投票所の表示は、選挙期日前8日（12月8日）までは、衆議院選挙のみを、選挙期日又は審査期日前7日（12月9日）から選挙期日又は審査期日の前日（12月15日）までは、衆議院選挙及び国民審査のそれぞれを表示すること。

(6) 期日前投票の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票所を複数設置した場合には、一の期日前投票所を除き、期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができること。

この場合、直ちにその旨を告示するとともに、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。

また、併せて各種報告等で通知したところにより県委員会へ届け出ること。

(7) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。

イ 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

なお、投票管理者にあつては日毎の交代が、投票立会人にあつては時間毎の交代が可能であること。

ウ 期日前投票は、選挙期日当日の投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(8) 投票箱の管理等

ア 投票を行う前には選挙人の面前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。

また、投票箱の追加を行う場合においても同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の金庫等に保管することも可能であること。

イ 期日前投票所と不在者投票記載場所は兼ねることができるが、それぞれの投票方法が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

ウ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

12 不在者投票

(1) 不在者投票の管理執行

ア 一般の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙日には選挙権を有することが見込まれるものの選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態となること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので留意すること。

イ 郵便による不在者投票

(ア) 新たに郵便投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(イ) 郵便投票証明書の有効期限が交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であることから、郵便投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続きが必要な旨を通知する等の措置をとること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は、郵便投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受け、かつ、代理記載人となるべき者一人を定めてその者の氏名等を届け出ているものであること。

(エ) 選挙期日前4日（12月12日）までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、選挙人が署名した文書により、かつ、郵便投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないものであること。

ウ その他の不在者投票

特定国外派遣組織に属する選挙人の国外における不在者投票は、選挙の期日前5日（12月11日）までに選挙人からの申出がなされ、及び選挙の期日前3日（12月13日）までに国外派遣組織の長からの交付の請求が行われなければならないものであること。

また、いわゆる洋上投票及び南極投票については、国民審査においては行われなければならないものであること。

(2) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、衆議院選挙と国民審査では、次のとおり異なること。

なお、郵便による不在者投票の投票用紙の請求は選挙期日前4日（12月12日）までに、特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は、選挙の期日前3日（12月13日）までに、それぞれ行われなければならないものであること。

ア 衆議院選挙：公示の日の翌日（12月5日）から選挙期日の前日（12月15日）まで

イ 国民審査：審査期日前7日（12月9日）から審査期日の前日（12月15日）まで

(3) 投票用紙等の交付

審査期日前8日（12月8日）までに郵便等で衆議院選挙及び国民審査の投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、国民審査の投票用紙等が交付できる日（12月9日）以降直ちに交付すること。ただし、その日の到来を待って投票用紙等を発送すると衆議院選挙の投票も不可能となるおそれがある場合は、衆議院選挙の投票用紙等は、直ちに発送すること。

(4) 不在者投票の事務取扱場所

ア 不在者投票の事務取扱場所の告示は、衆議院選挙にあつては選挙期日の公示日に、国民審査にあつては審査期日の告示日に、それぞれ行うこと。

イ 不在者投票の事務取扱場所の表示

不在者投票の事務取扱場所の表示は、選挙期日（審査期日）前8日（12月8日）までは衆議院選挙のみを、選挙期日（審査期日）前7日（12月9日）から選挙期日（審査期日）の前日（12月15日）までは、衆議院選挙及び国民審査のそれぞれを表示すること。

(5) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

公示日の翌日（12月5日）から選挙期日の前日（12月15日）までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所の適当な箇所に、比例代表選挙にあつては名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、小選挙区選挙にあつては公職の候補者の氏名及び候補者届出政党名の掲示をしなければならないので、遺漏、誤りのないよう留意すること。特に名簿届出政党等の掲載の順序に誤りがないよう注意すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあつては県委員会が、小選挙区選挙にあつては開票区ごと（数開票区を設けた場合にあつては市町村委員会が指定する一の開票区）に市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(6) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

1.3 在外投票

(1) 在外選挙人の投票は、在外公館投票と郵便投票とのいずれかの方法により行うことができるとともに、一時帰国時又は帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間において一般の選挙人と同様に国内の投票制度を利用して選挙期日当日の投票、期日前投票及び不在者投票ができること。

- (2) 国民審査においては、在外投票は行われぬものであること。
- (3) 市町村委員会は、選挙の公示の日以前に、郵便による在外投票用紙等の請求があった在外選挙人に対し、衆議院議員の任期満了の前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日より発送することとされていること。
- (4) その他、在外投票の事務処理については、別に配布する「在外選挙事務取扱要領」及び別に通知するところによること。

第4 開票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、最初に小選挙区選挙、次に比例代表選挙、最後に国民審査の順序で行うこと。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

小選挙区選挙の開票管理者は比例代表選挙の開票管理者と兼ねることができるが、法第62条第1項但書の規定により開票立会人は小選挙区選挙と比例代表選挙の立会人を相互に兼ねることができないのでそれぞれ異なる者を選任しなければならないことに注意すること。

なお、開票管理者は小選挙区選挙と比例代表選挙で同一人を選任する場合であっても、それぞれ別個に選任手続きを行わなければならないこと。

また、小選挙区選挙の開票管理者及び開票立会人は審法第19条の規定により、国民審査の開票管理者及び開票立会人となること。よって、国民審査の開票管理者及び開票立会人は改めて選任手続きを行う必要はないこと。

3 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別に配布する「開票事務取扱要領」により実施するものとするが、特に次の点に留意すること。

- (1) 開票事務が正確に行われるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせるため、及び開票事務に従事する職員等の負担軽減のため、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、必要に応じ、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の事務従事者等への周知徹底等を行い、開票作業の一層の改善を図り、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。
- (2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担についても配慮するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。
- (3) 投票の効力の判定については、迅速かつ的確に行えるよう事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。
- (4) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を含めたものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。
- (5) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に候補者の運動員等と開票立会人が連絡を取り合う等の行為によって、開票事務に支障をきたすことがないように留意すること。
- (6) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないように留意すること。

4 開票録の検収

開票録については、別途通知する検収日（12月17日）に持参すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場（小選挙区選挙）

ポスター掲示場の設置及び管理については、別に配布する「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現へ向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品、あるいはアルミ製品等の循環型資材の使用など、廃棄物発生抑制とリサイクルの推進を図ること。
- (2) ポスター掲示場の維持管理については、万全を期し、倒壊、破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。
- (3) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日（12月16日）に貼り替えることはできないので留意すること。
- (4) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を平成24年11月16日付第201200130561号当委員会事務局長通知で通知したところにより、11月29日までに送付すること。

2 公営施設使用の個人演説会等

- (1) 公営施設を使用して行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、施設の管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）にあらかじめ個人演説会等を開催することのできる日時の予定表を提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表しておく等の措置を講じておくこと。
- (2) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有し又は管理する建物においては、個人演説会等を

行うことができないので管理者に周知すること。

(3) 市町村委員会は、公営施設に異動を生じたときは、別に通知するところにより報告すること。

3 選挙公報及び審査公報

衆議院選挙における選挙公報（小選挙区選挙及び比例代表選挙の2種類）及び国民審査における審査公報を、各世帯に配布する期限は、選挙期日又は審査期日前2日（12月14日）までであるが、各市町村委員会には、第2回物資輸送（12月6日）で選挙公報（小選挙区選挙）を、第3回物資輸送（12月9日）で選挙公報（比例代表選挙）・審査公報をそれぞれ配布するので、あらかじめ配布計画をたてておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、受領後直ちに各世帯、各指定病院等へ配布すること。

4 裁判官氏名等の掲示

国民審査を受ける裁判官の氏名等の掲示は、審令第20条から第24条までの規定により、審査期日前7日（12月9日）から審査期日（12月16日）まで1投票区につき1箇所以上掲示しなければならないこととされているが、この氏名等掲示については、県委員会が作成し、第2回物資輸送（12月6日）に送付するので掲示場所を選定しておくとともに、掲示に当たっては、破損、毀損等が生じたときは速やかに再掲示する等の措置を講ずること。

第6 選挙運動と政治活動

最近の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、あくまで法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるように、関係当局との連絡を密にするともに、別に通知するところにより、適切な処置をとること。

なお、候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）の政治活動用ポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用するポスター（後援団体の名称を表示するもの）の掲示については、選挙前の一定期間当該選挙区内に掲示することが禁止されるが、すでに当該期間に入っているので留意すること。（法143条第16項）

また、政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに衆議院選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、公示の日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと（法201条の14第1項）。

第7 投票及び開票速報体制

1 投票速報及び開票速報については、別に通知するところにより速報体制の確立を図ること。

2 投開票速報を行うに当たっては、人員体制及び機器の操作等について万全の体制を図ること。

3 投票率を推定するため、別に通知するところにより、一部の市町村において投票状況の報告を求める予定であること。

第8 啓発活動

明るい選挙を実現するためには、全ての県民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが大切である。今回の衆議院選挙及び国民審査においては、別途通知する「第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領」に基づき、「選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進」及び「きれいな選挙の推進」を重点事項として啓発事業を実施する予定としている。各市町村委員会においても、この啓発事業要領に基づき関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種啓発活動を推進すること。

第9 その他

1 比例代表選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示における名簿登載者の氏名は縦書とされているので間違いないようにすること。

2 投票録及び開票録については、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査をそれぞれ別々に作成すること。

なお、指定在外選挙投票区の投票録の様式は他の投票区の様式と異なるものであること。

3 選挙執行委託費の経理に当たっては、適正な経理に努めることはもちろん、必要資材の調達、選挙の執行体制等について検討を加えて経費の効率的な支出に努めるとともに、交付される金額の範囲内で費目相互間の調整を図り、執行経費に不足を生ずることのないよう留意すること。

また、選挙執行委託費の使途については、国において詳細な使途状況調査が行われるものであることから、経理の記録を確実に整備しておくこと。

4 点字氏名票等の配布及びその投票所等への備え付けに関する事項並びに点字又は音声による「選挙のお知らせ版」の配布については、別に通知するところによること。

また、指定病院等から、点字による投票の請求があった場合は、選挙の種類を表示する点字シールを貼った上で交付すること。

5 衆議院選挙及び国民審査に係る確定報告書は、別に通知するところにより作成し、提出すること。

(6) 在外投票の事務処理について(通知)

第201200132438号

平成24年11月20日

第46回衆議院議員総選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）

第46回衆議院議員総選挙（以下「総選挙」という。）の管理執行については、本日付け第201200131597号により通知したところですが、在外投票の事務処理については下記事項に御留意いただくとともに、投票用紙等物品の取扱いに慎重を期していただきますようお願いいたします。

記

第1 公示日前の郵便による在外投票関係事務

1 投票用紙等の必要数の確保

郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒については、総務省において作成し、既に県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）を経由して各市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）に交付したところであること。

なお、総務省において作成し、各市町村委員会に送付した投票用紙等は、郵便による在外投票においてのみ用いられるものであるので、在外選挙人の国内における投票又は国内の選挙人の投票に用いられることのないよう注意すること。

おって、既に措置済のことではあるが、在外選挙人への投票用紙等の交付期間が長期にわたるので、その保管については万全を期すこと。万一紛失等の事故が発生した場合、総務省において新たに全ての投票用紙等を作成し、配布し直す等の措置が必要となることもあり得るので、保管については十分な措置を講ずること。

2 物品の準備

市町村委員会は、投票用封筒（内封筒、外封筒）や送付用封筒等の交付物品のほか、国際スピード郵便（以下「EMS」という。）の宛先を記載する連写式伝票（日本郵便株式会社の営業所で用意しているもの）等の郵便による在外投票に関して必要な物品について、あらかじめ周到な準備を行っておくこと。

3 郵便による在外投票のための投票用紙等の発送及びその準備

市町村委員会は、郵便による在外投票のための投票用紙等を円滑に発送できるよう、あらかじめ郵便による在外投票の対象者を在外選挙人名簿に基づき確認しておくとともに、選挙人の住所地がEMSの取扱い地域であるか等について事前に日本郵便株式会社と打ち合わせておくこと。

4 投票管理者等への制度の周知

市町村委員会は、あらかじめ関係する投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人及び事務従事者に対し、在外投票の手続きについて十分に説明しておくこと。

第2 在外選挙人名簿の登録及び縦覧等

1 在外選挙人名簿の登録の迅速化

在外選挙人名簿への登録については、在外選挙人証の送付に要する時間を考慮し、速やかに登録事務を行い選挙人の投票の機会ができるだけ確保されるよう留意すること。

2 在外選挙人名簿の登録を行わない期間

公示の日から選挙の期日までの期間は、在外選挙人名簿の登録は行わないこととされていること。

3 国内への転入者の取扱い

国外から国内に転入し、選挙人名簿に登録された者については、当該名簿に基づいて投票を行うこととなり、在外選挙人名簿に基づく投票はできないものであること。

4 在外選挙人名簿の縦覧

縦覧に供する書面は公示日現在の在外選挙人名簿に基づき調製しなければならないこと。

また、今回の総選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間は、公示日の1日のみとされていること。

なお、市町村委員会は、縦覧期間の開始の前日3日までに縦覧の場所を告示しなければならないこと。

5 在外選挙人証の記載事項の変更等

在外投票のための投票用紙等の請求の際には必ず在外選挙人証を提示することとされていることから、在外選挙人証の記載事項の変更又は再交付の申請がなされた場合にあっては、直ちに当該申請に係る手続きを行うこと。

第3 郵便による在外投票に用いる投票用紙等の市町村委員会への交付

1 市町村委員会からの交付請求

郵便による在外投票に用いる投票用紙等の交付請求は、市町村委員会の委員長が、県委員会の委員長を経由して総務大臣に対して書面をもって行うこととされており、既に完了しているものであること。

2 市町村委員会への交付

(1) 交付

市町村委員会の委員長は、総務大臣から県委員会の委員長を経由して交付される投票用紙等を受領したときは、数量等を確認し、直ちに「投票用紙等交付請求書兼受領書」を県委員会の委員長に提出すること。

なお、投票用紙等については、平成24年11月15日付第201200130130号（「在外投票に係る物品等の配布について（通知）」）において通知したとおり、本日配布するものであること。

(2) 投票用紙等の追加交付

市町村委員会の委員長は、在外選挙人名簿の登録状況や選挙人からの投票用紙等の請求状況等から投票用紙等

が不足する恐れがあると認めた場合においては、県委員会の委員長に対して投票用紙等の追加交付を請求すること。

県委員会の委員長は、市町村委員会の委員長から投票用紙等の追加交付の請求を受けた場合には、県委員会が留保している投票用紙等から追加交付を行うこと。

なお、県委員会が留保している投票用紙等が追加交付に必要な数量に不足する場合には、県委員会の委員長が総務大臣に対して追加交付の請求を行うこととなるので、県委員会の委員長に対する投票用紙等の追加交付の請求に際しては、予め時間的余裕をもって連絡すること。

第4 郵便による在外投票

1 在外選挙人からの交付請求

在外選挙人は、選挙の期日前4日までに在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村委員会（以下「登録地選管」という。）の委員長に対して、当該在外選挙人が署名をした文書により、在外選挙人証を提示して直接に、又は在外選挙人証を同封した郵便をもって投票用紙等の交付を請求することができること。

2 投票用紙等の発送

登録地選管の委員長は、請求を行った選挙人が郵便による在外投票を行うことができる者に該当すると認めた場合には、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日より発送することとなっていることから、11月16日から発送することとなること。

この際、在外選挙人から、比例代表選挙、小選挙区選挙いずれかの投票用紙のみの請求となっている場合には、投票用紙等の交付誤り等のないよう、十分注意すること。

なお、国外への投票用紙等の発送については、投票用紙等の送付に要する時間を考慮し、あらかじめ十分な準備をしておくとともに、郵送方法の選択においても、最も迅速かつ確実なものを選ぶこと。

また、在外選挙人証及び投票用封筒に記載すべき事項について、遺漏がないよう特に留意するほか、旧様式の在外選挙人証が同封されていた場合には、新様式のものを作成し、在外選挙人の便宜を図りたいこと。

第5 在外公館投票

在外公館における投票は、公示日の翌日から選挙期日前6日までに行われるが、選挙の期日の直前に集中して登録地選管に到着することが予想されるので、投票の受領、指定在外選挙投票区の投票管理者への送致、受理不受理の決定等の事務に要する人員の配置に留意するなど事務の円滑な処理について配慮すること。

第6 国内における投票

1 投票の種類等

在外選挙人は、在外選挙人名簿登録地市町村（以下「登録地市町村」という。）の指定在外選挙投票区の投票所において選挙期日に投票すること、登録地市町村において公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に市町村委員会が指定した期日前投票所で投票すること、登録地市町村以外の市町村において（選挙の当日選挙権を有しない者（以下「選挙権未取得者」という。）は登録地選管を含む。）公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に不在者投票を行うことが可能であること。

なお、指定病院等における不在者投票制度、郵便による不在者投票制度、特定国外派遣組織における不在者投票制度、南極投票制度、洋上投票制度及び指定港における不在者投票等船員に関する投票手続きは適用されないこと。

在外選挙人の国内投票においては、県委員会が作成して市町村委員会に送付した投票用紙等を用いることとし、誤って総務省作成の投票用紙等を用いることのないよう十分注意すること。

また、在外選挙人が投票を行う場合には、在外選挙人名簿との対照又は在外選挙人証の提示が必要である等、投票の手続きが異なることから、受付等の経路について十分に検討しておき、投票事務に混乱が生じないよう特に留意すること。

2 投票所での当日投票

在外選挙人は、選挙当日、自ら登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所へ行き、在外選挙人証を提示して投票することができること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であることを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

3 期日前投票所での投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、自ら登録地市町村の期日前投票所へ行き、在外選挙人証を提示し、かつ、期日前投票事由を申し立て、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出して投票することができること。

期日前投票所の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であり、期日前投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

4 不在者投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、登録地市町村以外の市町村において、又は選挙権未取得者が登録地市町村において、在外選挙人証を提示し、市町村委員会の委員長が管理する投票を記載する場所で投票を行うことができること。

なお、投票用紙等を請求する場合は、不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこと。

不在者投票管理者は、投票用紙等を交付する際には、在外投票ができる者であり、不在者投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

第7 登録地選管における投票の送致等

登録地選管の委員長は、在外公館の長から送付された在外公館投票、郵便による在外投票、登録地市町村以外の市町村委員会から送付された不在者投票及び選挙権未取得者の不在者投票を直ちに登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

また、第8に掲げる措置をとるほか、投票管理者において受理・不受理の決定をする際の判断材料となる情報等を適切に提供する必要があること。

第8 投票の受理・不受理の決定等

1 投票管理者における受理・不受理の決定等

投票の受理・不受理の決定等についての考え方は、基本的に一般の不在者投票と同じものであること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに送致を受けた投票について、送付用封筒から投票用封筒を取り出し、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聞いて、受理・不受理の決定をすること。

受理された在外投票は、投票用封筒を開いて直ちに投票箱に入れなければならないが、この場合においては、投票の秘密の保持に特に留意すること。

2 開票管理者における在外投票の取扱い

開票管理者における在外投票の取扱いについての考え方は、基本的に一般の不在者投票の取扱いと同じであること。

第9 在外投票事務処理簿等の作成

1 登録地選管の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、在外投票に関してとった措置等を記録するとともに、その概略を記載した在外投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

2 在外選挙人の国内での投票においては、登録地選管の委員長は、一般の不在者投票事務処理簿及び不在者投票に関する調書とは別に、在外選挙人に係る不在者投票事務処理簿を備えるとともに、在外選挙人の不在者投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送付しなければならないこと。

3 指定在外選挙投票区の投票管理者は、1及び2の調書を投票所投票録に添付しなければならないこと。

4 指定在外選挙投票区における投票所投票録、期日前投票所において各日毎に作成する期日前投票所投票録は通常のものとは別様式となっているので注意すること。

第10 投票用紙等の実績報告

市町村委員会は、選挙の期日後直ちに投票用紙等の受領及び交付に関する実績報告書を県委員会あて提出すること。

(7) 投票及び開票事務の取扱いについて(通知)

第201200134663号

平成24年11月26日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票事務の取扱いについて(通知)

平成24年12月16日執行予定の第46回衆議院議員総選挙(以下「衆議院選挙」という。)及び第22回最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)における投票及び開票事務の取扱いについては、「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における管理執行について(通知)」(平成24年11月20日付第201200131597号本職通知)によるほか、下記事項に御留意の上、遺漏のないようにお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、既に配布済みの「投票事務取扱要領」、「期日前投票事務取扱要領」及び「在外選挙事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理人

① 投票管理者及び職務代理人の選任に当たっては、衆議院選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任すること。

この場合、衆議院小選挙区選出議員選挙(以下「小選挙区選挙」という。)と衆議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という。)とで同一人を選任して差し支えないこと。

また、小選挙区選挙の投票管理者及び職務代理者が国民審査の投票管理者及び職務代理者となるものであること。

- ② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権を有すること。

したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務のすべてについて常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

- ③ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。

イ 投票立会人

- ① 投票立会人の選任に当たっても、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同一人とする事は差し支えないこと。

また、小選挙区選挙における投票立会人は、国民審査の投票立会人となるものであること。

- ② 選任に当たっては、当該投票区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て市町村の選挙管理委員会が選任すること。
- ③ 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立会う職責を有すること。
- ④ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。
- ⑤ 女性や若年層等を積極的に選任し、投票所の雰囲気や和らげるよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

- ① 選挙期日の公示日以後、できるだけ速やかに入場券を交付すること。
- ② 投票所の門戸には、小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ③ 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙とが別々となるようにすること。
また、国民審査については比例代表選挙と併せて行うことができるようにすること。
なお、在外選挙人が国内で行う投票については、在外選挙人名簿との対照、在外選挙人証の提示、在外選挙人証への必要事項の記入等、一般の選挙人と異なる手続きが必要となるため、その受付等の経路について十分に検討しておくこと。
また、在外選挙人に国民審査の投票用紙を誤って交付することのないよう注意するほか、総務省が作成した、郵便による在外投票用の投票用紙を誤って交付することのないよう万全を期すること。
- ④ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう掲示しておくこと。
- ⑤ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ⑥ 投票所内及び投票記載台の小選挙区選挙の氏名表及び比例代表選挙の政党等名称等掲示の内容にそれぞれ誤りがないか確認すること。
- ⑦ 選挙人への投票の記載方法の周知についての方法を工夫すること。
- ⑧ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑨ 視力障害者に対する便宜供与の一つとして、点字による候補者氏名票（小選挙区選挙用）、名簿届出政党等名称等票（比例代表選挙用）及び裁判官氏名票（国民審査用）を作成し、送付するので、別途通知するところにより取り扱うこと。
- ⑩ 投票所には必ず時計を用意するとともに、投票所の「入口」を確認し、投票所の開閉を正確に行うこと。
- ⑪ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑫ 歩行の困難な方への対策として、仮設スロープの設置等に配慮すること（「6 その他」参照）。

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。
この場合、投票立会人が2人に達しないときは、2人に達するまで当該投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から投票管理者が直ちに選任すること。
- ② 最初に到着した選挙人の前で、すべての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、単に入場券に頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容と本人の申し立てることと本人そのものをよく見比べて当該選挙人本人であることを確認すること。
また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照業務が終了しないまま投票用紙を交付したりすることなど絶対にしないこと。
- ④ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、当該選挙人の転出

先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめるとともに、二重登録の可能性のある者については、事前に転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。

- ⑥ 補正登録することができる者があった場合は、市町村の選挙管理委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙の交付に当たっては、小選挙区選挙と比例代表選挙とは別々に交付する（国民審査の投票用紙は、比例代表選挙の投票用紙と同時に交付する）とともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。

交付の際は、交付係からそれぞれ口頭で「このオレンジ色の投票用紙は、小選挙区選挙の投票用紙です。候補者個人の名前を記入してください。」「このみどりがかかった薄い藍色の投票用紙は、比例代表選挙の投票用紙です。政党等の名称か略称を記入してください。」と説明する等、選挙人が投票の記載方法を誤らないよう十分配慮すること。

また、今回の衆議院選挙では、投票用紙の色については、総務省が作成する、郵便による在外投票用紙の色（小選挙区選挙：オレンジ色、比例代表選挙：あさぎ色）に合わせることにし、併せて国民審査については白色としたので、投票用紙を取り違えないよう交付係への指導を徹底すること。

- ⑧ 国民審査の投票については、投票が強制にならないようにするとともに、受け取った投票用紙をそのまま持ち帰ることはできないので、投票を行わない場合は投票管理者に投票用紙を返してもらうように適切な指導を行うこと。
- ⑨ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、「**点字投票**」と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。
この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう投票用紙と点字シールの印字及び色をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向に貼り付けること。
また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は小選挙区選挙です。点字で“シューギイン ショーセンキョク”と選挙の種類が表示してありますのでご確認ください。候補者個人の氏名を記載してください。」等説明すること。
- ⑩ 代理投票は、身体の故障又は非識字者のため自書することができない者に限られること。
代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、補助者2人を本人の承諾を得て選任しなければならないこと。

カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票管理者は、不在者投票及び在外投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて決定すること。
- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査のそれぞれの投票録を正副2通作成し、署名すること。
また、指定在外選挙投票区における投票所投票録は、一般のものとは様式が異なっているので注意すること。
なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、失権者は含まないが、期日前投票を行った者のうち選挙期日までには選挙権を失った者は含まれることに注意すること。
- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。
この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

(2) 期日前投票所における投票

期日前投票については、12月5日（国民審査においては12月9日）から行われるところであるが、当該事務の取扱いについては、次の事項に留意すること。

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任すること。
また、職務代理者についてはこれと異なり、当該選挙の選挙権を有する者に限られているので注意すること。
いずれも小選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。
また、小選挙区選挙における投票管理者及び職務代理者が、国民審査の投票管理者及び職務代理者となること。
- ② 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

イ 投票立会人

- ① 市町村の選挙管理委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。
なお、小選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。
- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続きの立会い等を行うこととなるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点

と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が異なっているので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙とが別々になるようにするとともに、在外投票に関し、指定した期日前投票所においては、受付等の経路についても十分に検討しておくこと。
投票用紙の交付誤りのないよう注意するとともに、交付及び投票の記載の流れについて十分に検討しておくこと。
- ③ 選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に小選挙区選挙の候補者氏名及び候補者届出政党名並びに比例代表選挙の政党等の名称及び略称を掲示すること。
なお、国民審査については、審査期日の7日前から、審査に付される裁判官の氏名等の掲示をすることに注意すること。
- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票の開始

投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続きを行う必要があること。

また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印することになること。
- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に入れて保管することも可能であること。
- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査のそれぞれの期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。
なお、指定在外選挙投票区における期日前投票所投票録は一般のものとは様式が異なっているので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村の選挙管理委員会へ送致し、選挙の期日に市町村の選挙管理委員会が開票管理者へ送致すること。
この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別添の「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理者

ア 開票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、衆議院選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任すること。

この場合、小選挙区選挙と比例代表選挙に同一人を選任できること。

また、小選挙区選挙における開票管理者と職務代理者がそれぞれ国民審査の開票管理者と職務代理者となるものであること。

イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等開票事務のすべてについて、常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

ウ 開票管理者と職務代理者とは同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

ア 開票立会人は、小選挙区選挙の候補者又は候補者届出政党及び比例代表選挙の名簿届出政党等が、その市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目（12月13日）の午後5時までに市町村の選挙管理委員会に届け出ることになっていること。

この場合、候補者、候補者届出政党及び名簿届出政党等は、同一人を他の選挙に係る開票立会人となるべき者として届け出ることにはできないので、届出の受理にあたっては十分注意すること。

また、小選挙区選挙の開票立会人は、国民審査の開票立会人となるものであること。

イ 開票立会人は、小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査についてそれぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。

この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、

11人以上あるときは、その者の中から市町村の選挙管理委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となれないこと。

この場合の政党等の所属は、候補者の届出をした政党、あるいは名簿届出政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属党派ではない点に注意すること。

(3) 開票事務従事者

ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。

また、動きやすい衣服等（ウェア、シューズ等）を着用するよう、事前に指示しておくこと。

ウ 事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の腕章を必ず付けること。

エ 事務従事者は、開票参観人等に疑惑を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、必ず小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査の開票所である旨を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、高さや配置等を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように配慮すること。

エ 参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

また、比例代表選挙についても、可能な限り掲示を行うこと。

オ 開票所の照明については特に留意し、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ、無停電装置等も準備しておくこと。

カ 参観人は、当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、小選挙区選挙及び比例代表選挙の開票立会人がそれぞれ3人以上いること及びすべての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、まず小選挙区選挙と比例代表選挙、国民審査との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容がわからないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票及び在外投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

ア 投票の処理は、小選挙区選挙を先に行い、その後比例代表選挙、国民審査の順に行うこと。

イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。

ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の事例及び判例を研究しておくこと。

エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。

オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。

カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者及び名簿届出政党等の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。

キ 比例代表選挙の投票の処理は、小選挙区選挙の投票と混同する恐れが全くなかった状態を確認の上、開始すること（同様に、国民審査については比例代表選挙と混同する恐れがなくなった後とすること）。

ク 国民審査については、記号式投票とされているため、投票の効力の判定が衆議院選挙とは異なり、投票の集計方法も複雑であるので十分留意すること。

ケ 開票管理者は、開票が終了したときは、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査についてそれぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該当市町村のみ）については、別途通知するところにより行うこと。

(1) 速報担当者

県への速報担当者は、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

- (2) 速報の迅速性及び正確性の確保
速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数のものと数値の読みあわせを行うとともに、速報に関する進捗管理を徹底すること。
- 4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告
衆議院選挙の選挙時登録者数及び当日有権者数の報告については、「第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について(通知)」(平成24年11月22日付第201200133887号事務局長通知)及び「第46回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の整理について」(平成24年11月20日付第201200131897号事務局長通知)により通知しているところであるので、所定の様式により報告すること。
- (1) 選挙時登録者数については、12月3日正午までに報告すること(在外選挙人名簿登録者数も同様)。
(2) 当日有権者数(在外含む)については、12月15日正午までに報告すること。
なお、当日有権者数には、住所移転により表示がなされている者も含まれるので注意すること。
- 5 開票録等及び確定報告書の検収
衆議院選挙及び国民審査の開票録の検収は12月17日に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれぞれ行う予定であること。
- 6 その他
(1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。
他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組みがさかんに検討、実践されているところであるので、各市町村においても、本通知及び別途配布の「開票事務取扱要領」によるほか、他団体の先進事例の取組みをマニュアルに反映させたり、前回の衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び統一地方選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取り組みを行うこと。
(2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう配慮すること。
(3) 投票所、開票所はできるだけ1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難である身体障害者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。
(4) 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては選挙人の投票のための順路について案内、誘導すること。
(5) 身体等に障害がある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、丁寧な対応を行うこと。
(6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。
また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が候補者氏名、名簿届出政党等の内容を容易に確認できるようにできる限りの便宜を図ること。

(8) 諸物品の輸送計画について(通知)

第201200134465号
平成24年11月22日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査において使用する諸物品の輸送計画について(通知)

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査において使用する諸物品を下記により送付しますので、担当者を派遣して受領してください。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願いします。

記

- 1 送付期日
 - 第1回 平成24年11月30日(金)
 - 第2回 平成24年12月6日(木)
 - 第3回 平成24年12月9日(日)
- 2 送付物品の種類 別紙1のとおり
- 3 送付物品の数量 別紙2のとおり
- 4 送付方法 別紙3のとおり
- 5 輸送計画 別紙4のとおり
- 6 留意点

諸物品の受け渡しに当たっては受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

(別紙1)

送 付 物 品 の 種 類

○第1回物資輸送(11月30日(金))の送付物品
・トラック1

小選挙区投票用紙等	
1	一般用投票用紙
2	船員用不在者投票用紙
3	点字用投票用紙
4	点字用投票用紙シール
10	不在者投票事務処理簿(一般・在外)
11	不在者投票に関する調書(一般・在外)
12	在外投票に関する調書
13	期日前投票所投票録
14	期日前投票所投票録(在外)

比例代表投票用紙等	
1	一般用投票用紙
2	船員用不在者投票用紙
3	点字用投票用紙
4	点字用投票用紙シール
10	不在者投票事務処理簿(一般)
11	不在者投票事務処理簿(在外)
12	不在者投票に関する調書(一般)
13	不在者投票に関する調書(在外)
14	在外投票に関する調書
15	期日前投票所投票録
16	期日前投票所投票録(在外)

最高裁判所裁判官国民審査用物品	
1	不在者投票事務処理簿
2	不在者投票に関する調書
3	期日前投票所投票録

各選挙に共通して使用する物品	
1	期日前投票宣誓書
2	不在者投票宣誓書・請求書
3	不在者投票証明書
4	選挙人名簿登録証明書交付申請書
5	選挙人名簿登録証明書
6	投票用紙送付票
7	投票用紙等精算書
8	郵便投票用紙等の請求書(本人・代理記載)
9	郵便投票証明書交付申請書(本人・代理記載)
10	郵便投票証明書(本人・代理記載)
11	代理記載関係書類(4種)
12	引継書

啓 発 用 物 品	
1	懸垂幕・横断幕
2	ポスター(県作成)
3	申入書

○第2回物資輸送(12月6日(木))の送付物品
・トラック1

小選挙区選挙用物品	
1	投票録
2	投票録(在外)
3	開票録表紙
4	開票録
5	有効投票決定箋
6	無効投票決定箋
7	疑問票効力決定箋
8	按分票効力決定箋
9	得票集計表
10	候補者氏名票
11	無効投票速報発信受信票

比例代表選挙用物品	
1	投票録
2	投票録(在外)
3	開票録表紙
4	開票録
5	有効投票決定箋
6	無効投票決定箋
7	疑問票効力決定箋

最高裁判所裁判官国民審査用物品	
1	一般用投票用紙
2	船員用不在者投票用紙
3	点字用投票用紙
4	点字用投票用紙シール
5	投票録
6	開票録表紙
7	開票録
8	有効投票決定箋(1表の1)
9	"(1表の2)
10	"(1表の3)
11	無効投票決定箋(2表)
12	投票計算表(3表の1)
13	"(3表の2)
14	"(4表)
15	投票集計票(5表)
16	最高裁判所裁判官国民審査裁判官氏名票
17	無効投票速報発信受信票
18	最高裁判所裁判官の氏名等揭示
19	注意書き

8 按分票効力決定箋
9 得票集計表
10 名簿届出政党等名称等票
11 無効投票速報発信受信票
12 政党名揭示
各選挙に共通して使用する物品
1 投票速報発信受信票

○第3回物資輸送（12月9日（日））の送付物品

選挙公報
1 選挙公報（比例代表）
2 最高裁判所裁判官国民審査公報

○業者から直接納入、別途送付（随時）の送付物品
※日程は、別途連絡いたします。

小選挙区投票用紙等
1 不在者投票用外封筒（公印あり）
2 不在者投票用外封筒（公印なし）
3 郵便投票用外封筒（本人・代理記載）
4 不在者投票用内封筒
5 仮投票用封筒

比例代表投票用紙等
1 不在者投票用外封筒（公印あり）
2 不在者投票用外封筒（公印なし）
3 郵便投票用外封筒（本人・代理記載）
4 不在者投票用内封筒
5 仮投票用封筒

最高裁判所裁判官国民審査用物品
1 不在者投票用外封筒（公印あり）
2 不在者投票用外封筒（公印なし）
3 郵便投票用外封筒（本人・代理記載）
4 不在者投票用内封筒
5 仮投票用封筒

・トラック2

選挙公報
1 選挙公報（小選挙区）

各選挙に共通して使用する物品
1 不在者投票証明書用封筒

啓発用物品
1 選挙のしおり
2 啓発物資（ティッシュ）

別紙 2

第1回送付物品
〈小選挙区〉

区 分	1 一般用 投票用紙	2 船員用 不在者 投票用紙	3 点字用 投票用紙	4 点 字 シール	5 不在者 投 票 事 務 処 理 簿 (一般)	6 不在者 投 票 事 務 処 理 簿 (在外)	7 不在者 投 票 に 関 する 調 書 (一般)	8 不在者 投 票 に 関 する 調 書 (在外)	9 在外投票 に 関 する 調 書	10 期日前 投票所 投票録	11 期日前 投票所 投票録 (在外)
鳥取市	160,900	100	300	300	230	5	190	5	5	335	35
米子市	121,500		160	160	160	5	90	5	5	70	35
倉吉市	42,100		110	110	90	5	70	5	5	35	35
境港市	29,900	100	50	50	70	5	30	5	5	35	35
岩美町	11,000	100	30	30	50	5	50	5	5	35	35
若桜町	3,700		10	10	40	5	20	5	5	35	35
智頭町	7,200		10	10	20	5	20	5	5	35	35
八頭町	16,500		30	30	90	5	90	5	5	100	35
三朝町	6,300		50	50	40	5	40	5	5	35	35
湯梨浜町	15,200		50	50	40	5	40	5	5	35	35
琴浦町	16,300	100	20	20	60	5	60	5	5	35	35
北栄町	13,700		30	30	40	5	40	5	5	35	35
日吉津村	3,100		10	10	10	5	10	5	5	35	35
大山町	16,000		30	30	100	5	100	5	5	100	35
南部町	10,300		20	20	20	5	20	5	5	35	35
伯耆町	10,400		20	20	60	5	40	5	5	70	35
日南町	5,300		40	40	70	5	70	5	5	35	35
日野町	3,600		20	20	30	5	30	5	5	35	35
江府町	3,300		20	20	50	5	50	5	5	35	35
都市計	354,400	200	620	620	550	20	380	20	20	475	140
町村計	141,900	200	390	390	720	75	680	75	75	690	525
合 計	496,300	400	1,010	1,010	1,270	95	1,060	95	95	1,165	665
予備	200	100	90	90	130	35	140	35	35	35	35
(合計+予備)	496,500	500	1,100	1,100	1,400	130	1,200	130	130	1,200	700

別紙 2

〈比例代表〉

区 分	1 一 般 用 投票用紙	2 船 員 用 不 在 者 投票用紙	3 点 字 用 点 字 投票用紙	4 点 字 シール	11 不 在 者 投 票 事 務 処 理 簿 (一般)	12 不 在 者 投 票 事 務 処 理 簿 (在外)	13 不 在 者 投 票 に 関 する 調 書 (一般)	14 不 在 者 投 票 に 関 する 調 書 (在外)	15 在 外 投 票 に 関 する 調 書	16 期 日 前 投 票 所 投 票 録	17 期 日 前 投 票 所 投 票 録 (在外)
鳥取市	160,900	100	300	300	230	5	190	5	5	335	35
米子市	121,500		160	160	160	5	90	5	5	70	35
倉吉市	42,100		110	110	90	5	70	5	5	35	35
境港市	29,900	100	50	50	70	5	30	5	5	35	35
岩美町	11,000	100	30	30	50	5	50	5	5	35	35
若桜町	3,700		10	10	40	5	20	5	5	35	35
智頭町	7,200		10	10	20	5	20	5	5	35	35
八頭町	16,500		30	30	90	5	90	5	5	100	35
三朝町	6,300		50	50	40	5	40	5	5	35	35
湯梨浜町	15,200		50	50	40	5	40	5	5	35	35
琴浦町	16,300	100	20	20	60	5	60	5	5	35	35
北栄町	13,700		30	30	40	5	40	5	5	35	35
日吉津村	3,100		10	10	10	5	10	5	5	35	35
大山町	16,000		30	30	100	5	100	5	5	100	35
南部町	10,300		20	20	20	5	20	5	5	35	35
伯耆町	10,400		20	20	60	5	40	5	5	70	35
日南町	5,300		40	40	70	5	70	5	5	35	35
日野町	3,600		20	20	30	5	30	5	5	35	35
江府町	3,300		20	20	50	5	50	5	5	35	35
都市計	354,400	200	620	620	550	20	380	20	20	475	140
町村計	141,900	200	390	390	720	75	680	75	75	690	525
合 計	496,300	400	1,010	1,010	1,270	95	1,060	95	95	1,165	665
予備	200	100	90	90	130	35	140	35	35	35	35
(合計+予備)	496,500	500	1,100	1,100	1,400	130	1,200	130	130	1,200	700

別紙 2

〈各選挙共通〉

区分	2 期日前 投票 宣誓書	3 不在者 投票 宣誓書・ 請求書	4 不在者 投票 証明書	5 選挙人名 簿登録証 明書交付 申請書	6 選挙人 名簿 登録 証明書	7 投票用紙 送付票	8 投票用紙等 精算書	9 郵便投票 用紙等 請求書 (本人用)
鳥取市	32,300	1,700	300	50	-	150	110	130
米子市	28,400	1,200	250	50	-	65	60	100
倉吉市	7,300	650	60	10	-	55	50	50
境港市	5,000	450	150	140	-	20	30	50
岩美町	2,300	100	20	100	-	35	40	10
若桜町	1,100	80	20	10	-	20	20	10
智頭町	3,200	90	20	10	-	20	20	10
八頭町	4,900	180	25	10	-	70	40	10
三朝町	1,900	90	20	10	-	30	30	10
湯梨浜町	3,200	210	20	10	-	35	30	10
琴浦町	3,900	240	25	30	-	50	30	10
北栄町	3,400	150	30	10	-	40	30	10
日吉津村	700	30	20	10	-	10	10	10
大山町	5,400	230	20	10	-	80	40	10
南部町	2,900	100	20	10	-	25	20	10
伯耆町	3,800	100	20	10	-	30	30	10
日南町	1,300	120	20	10	-	40	50	10
日野町	1,200	50	20	20	-	25	20	10
江府町	1,100	100	20	10	-	30	20	10
都市計	73,000	4,000	760	250	0	290	250	330
町村計	40,300	1,870	320	270	0	540	430	150
合計	113,300	5,870	1,080	520	0	830	680	480
予備	700	430	120	180		120	40	120
(合計+予備)	114,000	6,300	1,200	700	0	950	720	600

別紙 2

区 分	10	11	12	13	14	15				
	郵便投票 用紙等 請求書 (代理記載用)	郵便投票 証明書 交付申請書 (本人用)	郵便投票 証明書 交付申請書 (代理記載用)	郵便投票 証明書 (本人用)	郵便等投票 証明書 (代理記載用)	郵便投票代理記載人関係諸届				
						法第49条 ～選挙人 に該当す る旨の記 載に係る 申請書	法第49条 ～選挙人 に該当し なくなっ た旨の届 出書	代理記 載人と なるべ き者の 届出書	同意書 及び 宣誓書	
鳥取市	20	130	20	130	20	20	20	20	20	20
米子市	20	100	20	100	20	20	20	20	20	20
倉吉市	10	50	10	50	10	10	10	10	10	10
境港市	10	50	10	50	10	10	10	10	10	10
岩美町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
若桜町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
智頭町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
八頭町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
三朝町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
湯梨浜町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
琴浦町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
北栄町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
日吉津村	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
大山町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
南部町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
伯耆町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
日南町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
日野町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
江府町	5	10	5	10	5	5	5	5	5	5
都市計	60	330	60	330	60	60	60	60	60	60
町村計	75	150	75	150	75	75	75	75	75	75
合 計	135	480	135	480	135	135	135	135	135	135
予備	65	120	65	120	65	65	100	100	100	100
(合計+予備)	200	600	200	600	200	200	235	235	235	235

別紙 2

区 分	16 引継書	7 不在者投票 事務処理簿	8 不在者投票 に関する 調書	9 期日前 投票所 投票録	1 懸垂幕 ・ 横断幕	2 ポスター	3 申入書
鳥取市	40	230	190	335	10	900	4
米子市	40	160	90	70	1	350	6
倉吉市	40	90	70	35	2	370	-
境港市	40	70	30	35	1	130	-
岩美町	40	50	50	35	1	180	-
若桜町	40	40	20	35	1	110	-
智頭町	40	20	20	35	0	90	-
八頭町	40	90	90	100	3	260	-
三朝町	40	40	40	35	1	150	-
湯梨浜町	40	40	40	35	3	170	-
琴浦町	40	60	60	35	2	150	-
北栄町	40	40	40	35	2	180	-
日吉津村	40	10	10	35	1	20	-
大山町	40	100	100	100	3	180	-
南部町	40	20	20	35	2	100	-
伯耆町	40	60	40	70	2	160	-
日南町	40	70	70	35	1	150	-
日野町	40	30	30	35	2	80	-
江府町	40	50	50	35	1	100	-
都市計	160	550	380	475	14	1,750	10
町村計	600	720	680	690	25	2,080	0
合 計	760	1,270	1,060	1,165	39	3,830	10
予備	40	130	140	35		1,170	
(合計+予備)	800	1,400	1,200	1,200	39	5,000	10

別紙 2

第2回送付物品
〈小選挙区〉

区分	1 投票録	2 投票録 (在外)	3 開票録 表紙	4 開票録	5 有効投票 決定箋	6 無効投票 決定箋	7 疑問票 効力 決定箋	8 按分票 効力 決定箋	9 得票 集計表	10 候補者 氏名票 (点字票)	11 無効投票 速報発信 受信票
鳥取市	300	4	4	4	8,050	1,000	500	10	130	742	4
米子市	150	4	4	4	6,150	800	150	10	60	357	4
倉吉市	120	4	4	4	2,200	300	150	10	30	287	4
境港市	50	4	4	4	1,600	200	100	10	20	126	4
岩美町	80	4	4	4	650	100	50	10	10	196	4
若桜町	40	4	4	4	300	100	50	10	10	105	4
智頭町	40	4	4	4	450	100	50	10	10	91	4
八頭町	80	4	4	4	900	150	150	10	30	210	4
三朝町	70	4	4	4	400	100	50	10	10	182	4
湯梨浜町	50	4	4	4	850	150	150	10	20	126	4
琴浦町	60	4	4	4	900	150	100	10	30	154	4
北栄町	70	4	4	4	750	100	100	10	20	182	4
日吉津村	10	4	4	4	200	100	50	10	10	49	4
大山町	70	4	4	4	900	200	150	10	30	189	4
南部町	40	4	4	4	600	100	100	10	20	105	4
伯耆町	60	4	4	4	600	100	100	10	20	154	4
日南町	110	4	4	4	350	100	50	10	10	266	4
日野町	40	4	4	4	250	100	50	10	10	105	4
江府町	50	4	4	4	250	100	50	10	10	140	4
都市計	620	16	16	16	18,000	2,300	900	40	240	1,512	16
町村計	870	60	60	60	8,350	1,750	1,250	150	250	2,254	60
合計	1,490	76	76	76	26,350	4,050	2,150	190	490	3,766	76
予備	160	24	24	24	150	50	50	10	10	154	24
(合計+予備)	1,650	100	100	100	26,500	4,100	2,200	200	500	3,920	100

別紙2

〈比例代表〉

区分	1 投票録	2 投票録 (在外)	3 開票録 表紙	4 開票録	5 有効投票 決定箋	6 無効投票 決定箋	7 疑問票 効力 決定箋	8 按分票 効力 決定箋	9 得票 集計表	10 各簿届出政党 等名称等票 (点字票)	11 無効投票 速報発信 受信票	12 政党名 揭示
鳥取市	300	4	4	4	8,050	1,000	500	10	130	1,696	4	1,400
米子市	150	4	4	4	6,150	800	150	10	60	816	4	500
倉吉市	120	4	4	4	2,200	300	150	10	30	656	4	400
境港市	50	4	4	4	1,600	200	100	10	20	288	4	150
岩美町	80	4	4	4	650	100	50	10	10	448	4	230
若桜町	40	4	4	4	300	100	50	10	10	240	4	100
智頭町	40	4	4	4	450	100	50	10	10	208	4	80
八頭町	80	4	4	4	900	150	150	10	30	480	4	230
三朝町	70	4	4	4	400	100	50	10	10	416	4	220
湯梨浜町	50	4	4	4	850	150	150	10	30	288	4	130
琴浦町	60	4	4	4	900	150	100	10	20	352	4	170
北栄町	70	4	4	4	750	100	100	10	20	416	4	220
日吉津村	10	4	4	4	200	100	50	10	10	112	4	20
大山町	70	4	4	4	900	200	150	10	30	432	4	200
南部町	40	4	4	4	600	100	100	10	20	240	4	100
伯耆町	60	4	4	4	600	100	100	10	20	352	4	160
日南町	110	4	4	4	350	100	50	10	10	608	4	330
日野町	40	4	4	4	250	100	50	10	10	240	4	100
江府町	50	4	4	4	250	100	50	10	10	320	4	150
都市計	620	16	16	16	18,000	2,300	900	40	240	3,456	16	2,450
町村計	870	60	60	60	8,350	1,750	1,250	150	250	5,152	60	2,440
合計	1,490	76	76	76	26,350	4,050	2,150	190	490	8,608	76	4,890
予備	160	24	24	24	150	50	50	10	10	352	24	110
(合計+予備)	1,650	100	100	100	26,500	4,100	2,200	200	500	8,960	100	5,000

別紙2

＜最高裁国民審査＞

区分	1	2	3	4	5	6	7	8 9 10			11	12 13 14		
	一般用	船員用	点字用	点字	投票録	開票録	開票録	有効投票			無効投票	投票計算表		
	投票用紙	不在者	投票	シール		表紙		1表の1	1表の2	1表の3	2表	3表の1	3表の2	4表
鳥取市	160,900	100	300	300	300	4	4	7,050	7,050	2,500	1,000	150	680	100
米子市	121,500		160	160	150	4	4	5,050	5,050	1,750	800	80	490	30
倉吉市	42,100		110	110	120	4	4	2,100	2,100	750	300	40	220	20
境港市	29,900	100	50	50	50	4	4	1,400	1,400	500	200	30	150	10
岩美町	11,000	100	30	30	80	4	4	650	650	250	100	20	60	10
若桜町	3,700		10	10	40	4	4	300	300	100	100	10	30	10
智頭町	7,200		10	10	40	4	4	450	450	150	100	10	50	10
八頭町	16,500		30	30	80	4	4	900	900	350	150	30	90	30
三朝町	6,300		50	50	70	4	4	400	400	150	100	10	40	10
湯梨浜町	15,200		50	50	50	4	4	750	750	250	150	30	80	30
琴浦町	16,300	100	20	20	60	4	4	900	900	350	150	20	90	20
北栄町	13,700		30	30	70	4	4	700	700	250	100	20	70	20
日吉津村	3,100		10	10	10	4	4	150	150	50	100	10	10	10
大山町	16,000		30	30	70	4	4	950	950	400	200	30	100	30
南部町	10,300		20	20	40	4	4	550	550	250	100	20	50	20
伯耆町	10,400		20	20	60	4	4	550	550	200	100	20	60	20
日南町	5,300		40	40	110	4	4	400	400	150	100	10	40	10
日野町	3,600		20	20	40	4	4	250	250	100	100	10	30	10
江府町	3,300		20	20	50	4	4	250	250	100	100	10	20	10
都市計	354,400	200	620	620	620	16	16	15,600	15,600	5,500	2,300	300	####	160
町村計	141,900	200	390	390	870	60	60	8,150	8,150	3,100	1,750	260	820	250
合計	496,300	400	1,010	1,010	1,490	76	76	23,750	23,750	8,600	4,050	560	####	410
予備	200	100	90	90	160	24	24	250	250	200	50	140	140	190
(合計+予備)	496,500	500	1,100	1,100	1,650	100	100	24,000	24,000	8,800	4,100	700	2,500	600

別紙2

＜最高裁国民審査＞

＜各選挙共通＞ 選挙公報

区分	15	16	17	18	19	1	2	3	1	2	3	
	投票 集計表 5表	最高裁判 裁判官 国民審査 氏名票 (点字票)	無効投票 速報発信 受信票	最高裁判所 裁判官の 氏名等揭示	注意書き	投票速報 発信受信票				選挙公報 (小選挙区)		
鳥取市	130	106	4	300	200	15			97,100	← 印刷所で直接引き渡し		
米子市	60	51	4	150	100	15			71,200			
倉吉市	30	41	4	120	80	15			24,100			
境港市	20	18	4	50	40	15			14,500			
岩美町	10	28	4	80	60	15			5,100	← 県庁で直接引き渡し		
若桜町	10	15	4	40	30				1,600	← 県庁で直接引き渡し		
智頭町	10	13	4	30	20				3,100	← 県庁で直接引き渡し		
八頭町	30	30	4	80	60	15			6,400	← 県庁で直接引き渡し		
三朝町	10	26	4	70	50				3,100			
湯梨浜町	30	18	4	50	40				6,600			
琴浦町	20	22	4	60	40	15			6,900			
北栄町	20	26	4	70	50				5,500			
日吉津村	10	7	4	10	10				1,200			
大山町	30	27	4	70	50	15			6,500			
南部町	20	15	4	40	30				4,400			
伯耆町	20	22	4	60	40				4,500			
日南町	10	38	4	110	80	15			2,700			
日野町	10	15	4	40	30				1,800			
江府町	10	20	4	60	40				1,300			
都市計	240	216	16	620	420	60		0	206,900			0
町村計	250	322	60	870	630	75	0	0	60,700	0		0
合計	490	538	76	1,490	1,050	135	0	0	267,600	0		0
予備	160	22	24	60	100	215			400			
(合計+予備)	650	560	100	1,550	1,150	350	0	0	268,000	0		0

別紙 2 第3回送付物品
選挙公報

区 分	1 選挙公報 (比例代表)	2 選挙公報 (国民審査)
鳥取市	97,100	97,100
米子市	71,200	71,200
倉吉市	24,100	24,100
境港市	14,500	14,500
岩美町	5,100	5,100
若桜町	1,600	1,600
智頭町	3,100	3,100
八頭町	6,400	6,400
三朝町	3,100	3,100
湯梨浜町	6,600	6,600
琴浦町	6,900	6,900
北栄町	5,500	5,500
日吉津村	1,200	1,200
大山町	6,500	6,500
南部町	4,400	4,400
伯耆町	4,500	4,500
日南町	2,700	2,700
日野町	1,800	1,800
江府町	1,300	1,300
都市計	206,900	206,900
町村計	60,700	60,700
合 計	267,600	267,600

← 印刷所で直接引き渡し

← 印刷所で直接引き渡し

← 印刷所で直接引き渡し

← 印刷所で直接引き渡し

← 印刷所で直接引き渡し

(別紙 3)

送付方法

●物資輸送物の受渡し注意事項

受渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。
また、その際、必要に応じ本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

1 第1回輸送

【投票用紙等、啓発物資】

鳥取市、岩美町及び八頭郡の三町の選挙管理委員会に対しては、県庁第22会議室で午前8時50分から9時20分の間に受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

2 第2回輸送

【投票録等、選挙公報】

鳥取市、岩美町及び八頭郡の三町の選挙管理委員会に対しては、県庁講堂で午前8時50分から9時20分の間に受け渡しを行う。

なお、鳥取市、岩美町及び八頭郡の三町の選挙管理委員会に対しては、日ノ丸印刷株式会社東郷工場（鳥取市本高421-8）で選挙公報（小選挙区分）受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

3 第3回輸送

【選挙公報】

鳥取市、岩美町及び八頭郡の三町の選挙管理委員会に対しては、新日本海新聞社（鳥取市五反田町12番3）で選挙公報（比例代表分）、日ノ丸印刷株式会社東郷工場（鳥取市本高421-8）で選挙公報（国民審査分）の受け渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受け渡しを行う。

(別紙 4)

輸送日程等

(1) 日程

○下記の日程と時間は変更となることがあります。

輸送の名称	輸 送 日	輸 送 方 法
第1回輸送	平成24年11月30日(金)	県庁出発
第2回輸送	同 上 12月 6日(木)	県庁及び印刷所出発
第3回輸送	同 上 9日(日)	印刷所出発

(2) 行程

○各回とも下記日程により物資輸送を行う予定です。

○経路等を変更する場合があります。

予定時間	受渡場所	受渡市町村
9:00	第1回は県庁出発	(トラックは、8:00県庁第二庁舎玄関着)
	第2回は県庁・印刷業者出発	(トラックは、8:00県庁裏玄関、印刷業者着)
	第3回は印刷業者出発	(トラックは、8:00印刷業者着)
9:50	湯梨浜町役場	湯梨浜町
10:20	倉吉市役所	倉吉市、三朝町
11:10	北栄町役場	北栄町
11:30	琴浦町役場	琴浦町
13:00	大山町役場	大山町
13:30	日吉津村役場	日吉津村
14:30	米子市役所	米子市、境港市
15:00	伯耆町役場	南部町、伯耆町
15:40	江府町防災情報センター	江府町
16:00	日野町役場	日南町、日野町

(9)総選挙の執行について(依頼)

第201200130945号

平成24年11月16日

鳥取地方検察庁検事正
鳥取地方方法務局長
各放送事業者代表者
各バス事業者代表者
各金融機関代表者
各不在者投票管理者

様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査の執行について(依頼)
各種選挙の執行に当たりましては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、衆議院が解散されたことに伴い、第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査が、下記のとおり執行される予定です。

ついては、この選挙の執行に当たり、貴機関の格別の御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 選挙の期日(審査期日) 平成24年12月16日(日)
- 2 選挙期日の公示日(審査期日の告示日) 平成24年12月4日(火)

(送付先)

日本放送協会鳥取放送局長
日本海テレビジョン放送株式会社代表取締役社長
山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長
株式会社山陰放送代表取締役社長
株式会社エフエム山陰代表取締役社長
日ノ丸自動車株式会社代表取締役社長
日本交通株式会社代表取締役社長
株式会社山陰合同銀行頭取
株式会社鳥取銀行頭取
鳥取信用金庫理事長
米子信用金庫理事長
倉吉信用金庫理事長
鳥取地方検察庁検事正
鳥取地方方法務局長

第201200130945号

平成24年11月16日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査の執行について(依頼)
本日、衆議院が解散されたことに伴い、第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査が、下記のとおり執行される予定です。

ついては、貴委員会の管理執行事務に遺漏のないようよろしく申し上げます。

なお、このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたので、併せてお知らせします。

記

- 1 選挙の期日(審査期日) 平成24年12月16日(日)
- 2 選挙期日の公示日(審査期日の告示日) 平成24年12月4日(火)

(10)選挙当日選挙人名簿(在外選挙人名簿)登録者数及び有権者数の報告について(通知)

第201200134665号
平成24年11月25日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

選挙当日選挙人名簿(在外選挙人名簿)登録者数及び有権者数の報告について(通知)

このことについては、平成24年11月22日付第201200133887号で通知しているところですが、下記の点に留意の上、報告期限に遅れないようにしてください。

記

- 1 報告期限は、12月15日(土)正午であること。
- 2 住民基本台帳担当課との連絡を必ず行い、死亡者数等を的確に把握し、報告後の訂正を行うことのないようにすること。
- 3 報告はファクシミリ(0857-26-8129)又は電子メール(senkan@pref.tottori.jp)で行うこと。
また、後日公文書の送付は不要であること。
- 4 選挙人名簿関係
 - (1) 選挙当日登録者数
住所移転、失権等によってその旨の表示がなされている者も含むこと。
 - (2) 選挙当日有権者数
 - ア 失権の表示がなされている者は含まないこと。
 - イ 住所移転により表示がなされている者も含むこと。(他の市町村との二重登録者も含むこと。)
 - ウ 期日前投票を行った者のうち、選挙期日までの間に選挙権を有しなくなった者は含むこと。
 - (3) 平成24年12月3日に選挙時登録者数として当委員会に報告する数を確認の上、報告すること。
- 5 在外選挙人名簿関係
 - (1) 公示日から選挙期日までの間は、登録を行わないこととなっていること。
 - (2) 選挙当日登録者数
住民票作成、失権等によってその旨の表示がなされている者は含むこと。
 - (3) 選挙当日有権者数
 - ア 失権の表示がなされている者は含まないこと。
 - イ 住民票作成により表示がなされている者は含むこと。(選挙人名簿との二重登録者も含むこと。)
 - ウ 期日前投票を行った者のうち、選挙期日までの間に選挙権を有しなくなった者は含むこと。
 - (4) 平成24年12月4日の縦覧時の登録者数として当委員会に報告する数を確認の上、報告すること。

(11)衆議院議員総選挙における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて(通知)

第201200134715号
平成24年11月26日

鳥取市
米子市
倉吉市
境港市
岩美町
八頭町
琴浦町
大山町
日南町

選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて(通知)

平成24年12月16日執行予定の第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査における速報投票区の投票状況に係る速報については、別添の「衆議院小選挙区選出議員選挙推定投票率速報要領」により実施しますので、特に下記事項に注意して、適切に行っていただくようお

願います。

記

- 1 投票期日の9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分及び20時の各現在時における速報を行うこと（計13回）。
- 2 速報時刻には、貴委員会に対して電話により定時照会を行うので、速報責任者は、速報時刻の10分前現在で投票者数を確認し、電話口で待機すること。
- 3 報告に使用する様式
別添のとおり

※別添省略

(12)候補者等への交付資料等一覧表

ア 立候補予定者説明会

番号	品 目		数 量
1 候補者届出関係書類			
1	(1)	衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）	2
2	(2)	候補者届出要件該当確認書（1号該当）	2
3		添付書類1 承諾書	2
4		添付書類2 宣誓書	2
5	(3)	候補者届出要件該当確認書（2号該当）	2
6	(4)	（候補者の重複届出をしていない旨の）宣誓書	2
7	(5)	候補者となることの同意書	2
8	(6)	（候補者となることができない者でない旨の）宣誓書	2
9	(7)	候補者となるべき者の選定手続き等を記載した文書及び宣誓書	2
10	(8)	通称認定申請書（政党届出）	2
11	(9)	通称認定承諾書（政党届出）	2
12	(10)	衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）	2
13	(11)	所属する政党（政治団体）に関する文書	2
14	(12)	団体所属証明書	2
15	(13)	衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）	2
16	(14)	候補者推薦届出承諾書	2
17	(15)	選挙人名簿登録証明書	4
18	(16)	選挙人名簿登録証明書交付申請書	4
19	(17)	通称認定申請書（本人届出）	2
20	(18)	届出事務等を行う者の届出書（政党届出）	2
2 選挙事務所関係書類			
21	(1)	選挙事務所設置届出書（候補者又は推薦届出者）	2
22	(2)	選挙事務所設置届出書（候補者届出政党）	2
23	(3)	選挙事務所異動届出書（候補者又は推薦届出者）	12
24	(4)	選挙事務所異動届出書（候補者届出政党）	12
25	(5)	選挙事務所（設置・異動）承諾書	5
26	(6)	候補者推薦届出者代表者証明書	2
3 出納責任者関係書類			
27	(1)	出納責任者選任届出書（候補者）	2
28	(2)	出納責任者選任届出書（届出政党）	2
29	(3)	出納責任者異動届出書（候補者）	2
30	(4)	出納責任者異動届出書（届出政党）	2
31	(5)	出納責任者（選任・解任）承諾書	2

32	(6)	出納責任者職務代行開始届出書	2
33	(7)	出納責任者職務代行終止届出書	2
4 演説会関係書類			
34	(1)	個人演説会開催申出書	50
35	(2)	個人演説会開催申出の撤回申出書	10
36	(3)	政党演説会等開催申出書	50
37	(4)	政党演説会等開催申出の撤回申出書	10
5 立会人関係書類			
38	(1)	開票立会人となるべき者の届出書(候補者または推薦届出者)	50
39	(2)	開票立会人となるべき者の届出書(候補者届出政党)	50
40	(3)	(開票立会人となるべきことの)承諾書	50
41	(4)	選挙立会人となるべき者の届出書(候補者または推薦届出者)	2
42	(5)	選挙立会人となるべき者の届出書(候補者届出政党)	2
43	(6)	(選挙立会人となるべきことの)承諾書	2
6 政見放送・選挙公報関係書類			
44	(1)	選挙公報掲載申請書	2
45	(2)	選挙公報掲載文原稿用紙	2
46	(3)	政見放送申込書	5
47	(4)	(政見放送の申し込みを行う)代理人証明書	5
48	(5)	(届出事項を変更しない旨の)確約書	5
49	(6)	テープ録画(録音)方式届	5
50	(7)	テープ録画方式届(添付書類1)その1,その2	各5
51	(8)	テープ録画方式届(添付書類2)その1,その2	各5
52	(9)	出席証明書	5
53	(10)	録音物使用申請書	5
54	(11)	録音用原稿用紙(15×20)	5
55	(12)	録音用原稿用紙(15×10)	5
56	(13)	政見放送用の録音・録画の契約届出書	5
57	(14)	政見放送用録音・録画証明書	5
58	(15)	政見放送用の録音・録画請求書	5
59	(16)	政見放送用の録音・録画請求内訳書	5
60	(17)	候補者経歴書	5
7 選挙運動用自動車(公営)関係書類			
61	(1)	選挙運動用自動車の使用契約届出書	5
62	(2)	自動車燃料代確認申請書	5
63	(3)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	5
64		選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	5
65		選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	5
66	(4)	請求書(選挙運動用自動車の使用)	10
67	(5)	請求内訳書(一般運送契約)	5
68	(6)	請求内訳書(一般運送契約以外・自動車)	5
69		請求内訳書(一般運送契約以外・燃料)	5
70		請求内訳書(一般運送契約以外・運転手)	5
8 選挙運動用ポスター(公営)関係書類			
71	(1)	ポスター作成契約届出書	3
72	(2)	ポスター作成枚数確認申請書	3
73	(3)	ポスター作成証明書	3
74	(4)	請求書(ポスター)	3

75	(5)	請求内訳書(ポスター)	3
76	(6)	選挙用ポスター証紙交付申請書	2
9 選挙運動用ビラ(公営)関係書類			
77	(1)	ビラ作成契約届出書	3
78	(2)	ビラ作成枚数確認申請書	3
79	(3)	ビラ作成証明書	3
80	(4)	請求書(ビラ)	3
81	(5)	請求内訳書(ビラ)	3
82	(6)	選挙用ビラ証紙交付申請書(候補者又は推薦届出者)	2
83	(7)	選挙用ビラ証紙交付申請書(候補者届出政党)	2
84	(8)	選挙用ビラ届出書	2
10 選挙運動用通常葉書(公営)関係書類			
85	(1)	通常葉書作成契約届出書	3
86	(2)	通常葉書作成枚数確認申請書	3
87	(3)	通常葉書作成証明書	3
88	(4)	請求書(通常葉書の作成)	3
89	(5)	請求内訳書(通常葉書分)	3
11 選挙事務所立札・看板(公営)関係書類			
90	(1)	選挙事務所立札・看板作成契約届出書	3
91	(2)	選挙事務所立札・看板作成枚数確認申請書	3
92	(3)	選挙事務所立札・看板作成証明書	3
93	(4)	請求書(選挙事務所立札・看板の作成)	3
94	(5)	請求内訳書(選挙事務所立札・看板)	3
12 自動車等取付用立札・看板(公営)関係書類			
95	(1)	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	3
96	(2)	自動車等取付用立札・看板作成枚数確認申請書	3
97	(3)	自動車等取付用立札・看板作成証明書	3
98	(4)	請求書(自動車等取付用立札・看板の作成)	3
99	(5)	請求内訳書(自動車等取付用立札・看板分)	3
13 個人演説会場用立札・看板(公営)関係書類			
100	(1)	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	3
101	(2)	個人演説会場用立札・看板作成枚数確認申請書	3
102	(3)	個人演説会場用立札・看板作成証明書	3
103	(4)	請求書(個人演説会場用立札・看板の作成)	3
104	(5)	請求内訳書(個人演説会場用立札・看板)	3
14 選挙運動費用関係書類			
105	(1)	(報酬を支給する者の)届出書 甲	10
106		(報酬を支給する者の)届出書 乙	30
107	(2)	選挙運動費用収支報告書 収入その1	10
108		選挙運動費用収支報告書 収入その2	20
109		選挙運動費用収支報告書 収入その3	10
110		選挙運動費用収支報告書 支出その1	40
111		選挙運動費用収支報告書 支出その2	10
112	(3)	収支報告書記載上の注意事項	1
113	(4)	領収書を徴し難い事情があった支出の明細書 その1	5
114		領収書を徴し難い事情があった支出の明細書 その2	5
115		振込明細書に係る支出目的書	20
116	(5)	会計帳簿の様式 その1	1

117		会計帳簿の様式 その2	1
118	(6)	寄附金控除のための確認申請書	2
119	(7)	寄附金控除のための書類	10
15 証明書類関係書類(見本は当日必要数に押印)			
120	(1)	候補者用通常葉書使用証明書(見本)	1
121	(2)	候補者届出政党用通常葉書使用証明書(見本)	1
122	(3)	選挙運動用通常葉書差出票(見本)	1
123	(4)	新聞広告掲載証明書(候補者)(見本)	1
124	(5)	新聞広告掲載証明書(候補者届出政党)(見本)	1
125	(6)	新聞広告掲載承諾通知書(候補者)(見本)	1
126	(7)	新聞広告掲載承諾通知書(候補者届出政党)(見本)	1
127	(8)	公職の候補者旅客運賃後払証(見本)	1
128	(9)	選挙用ピラ証紙交付票(候補者)(見本)	1
129	(10)	選挙用ピラ証紙交付票(候補者届出政党)(見本)	1
130	(11)	選挙用ポスター証紙交付票(見本)	1
16 候補者の手引等			
131	(1)	事務処理日程表	1
132	(2)	候補者届出政党・候補者の手引	1
133	(3)	候補者届出政党が行う各種届出の名義人について	1
134	(4)	出納責任者の手引き	1
135	(5)	衆議院議員小選挙区選出議員選挙における公営の単価等について	1
136	(6)	選挙運動用自動車等で街頭演説を行う場合の道路交通法上の留意事項について	1
137	(7)	点字版「選挙のお知らせ」製作のために	1
17 書式例・記載例、その他			
138		各種契約書の書式例	1
139		候補者届等記載例	1
140		個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表	1

イ 候補者交付物品・証明書

番号	品 目	数量
1	胸章(白バラ)	1
2	選挙事務所用標札(候補者用)	1
3	自動車用表示板(候補者用)	1
4	拡声機表示板(候補者用)	1
5	個人演説会表示板	5
6	乗車用腕章	4
7	運動員用腕章	11
8	街頭演説用標旗(竿を含む)	1
9	候補者用通常葉書使用証明書	1
10	候補者用通常葉書受領書	1
11	選挙運動用通常葉書差出票	70
12	新聞広告掲載証明書	5
13	新聞広告掲載承諾通知書	5
14	公職の候補者旅客運賃後払証	15
15	選挙用ピラ証紙交付票	1
16	選挙用ピラ証紙受領書	1
17	個人演説会等を開催することができる公営施設の指定一覧表	1

18	鳥取県公報の写し（選挙運動費用制限額の告示等）	1
----	-------------------------	---

ウ 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党交付物品・証明書

番号	品 目	
1	選挙事務所用標札(候補者届出政党用)	
2	(候補者を届け出た選挙区ごとに1)	
3	自動車用表示板(都道府県ごとに1)	
4	拡声機表示板(都道府県ごとに1)	
5	政党演説会表示板(都道府県ごとに2×届出候補者数)	
6	候補者届出政党用通常葉書使用証明書(1候補者につき1)	
7	候補者届出政党用通常葉書受領書	
8	新聞広告掲載証明書	
9	新聞広告掲載承諾通知書	
10	選挙用ビラ証紙交付票(1選挙区につき1)	
11	候補者届出政党用ビラ証紙受領書	
12	選挙用ポスター証紙交付票(1選挙区につき1)	
13	候補者届出政党用ポスター証紙受領書	